

複合型生産システム工学プログラムの履修及び修了に関する規則

〔平成17年4月1日〕
規則第81号

(趣旨)

第1条 本校の複合型生産システム工学プログラム(以下「プログラム」という。)の履修及び修了に関する事項については、この規則の定めるところによる。

(修業年限及び履修コース)

第2条 プログラムの修業年限は、学科第4学年から専攻科2年次までの4年間とする。

2 専攻科のプログラムの履修コースとして、専攻科学生を対象とする複合型生産システム工学コースを置く。

3 専攻科のプログラム外の履修コースとして、必要があると認めた場合は、留学生及び社会人コースを置くことができる。

(コースの履修)

第3条 本校専攻科に入学した者は、複合型生産システム工学コースを履修しなければならない。ただし、留学生及び社会人学生で複合型生産システム工学コースを履修することが適当ではないと校長が判断した場合は、本人の同意を得て留学生・社会人コースを履修することができる。

2 プログラム履修中の履修コースの変更は認めない。

(修了要件)

第4条 プログラムの修了生は、次の要件を全て満たさなければならない。

(1) 学科第4学年から専攻科2年次までの課程の科目から124単位以上を修得し、専攻科修了に必要な単位数を取得していること。

(2) 学士の学位を取得していること。

(3) プログラム修業年限において、別に定める授業要覧について、所定の科目及び単位数を修得していること。

(4) 学習時間において、人文科学、社会科学等(語学教育を含む。)の学習250時間以上、数学、自然科学、情報技術の学習250時間以上、及び専門分野の学習900時間以上を含み、総計1800時間以上を有していること。

(5) 別に定める学習・教育目標の達成度評価基準を満たしていること。

(他の教育機関からの入学者の取扱い)

第5条 他の教育機関からプログラム履修生となった者の単位の認定等の取扱いについては、複合型生産システム工学プログラム推進委員会(以下「推進委員会」という。)で審議し、校長が認定するものとする。

(他の教育機関で修得した単位の取扱い等)

第6条 プログラム履修生が、他の教育機関で修得した単位及び不足する単位の取扱いについては、教務委員会又は推進委員会で審議し、校長が認定するものとする。

(修了)

第7条 プログラムを修了した者には、校長は所定の修了証を授与する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成17年12月5日から施行する。